【別添2】

積算疑義申立て手続き

開　札　（木曜日）

・保留通知書送付（予定価格・最低制限価格記載）
・再度入札の場合は、再度入札通知書送付（最低制限価格未満の失格者には送付されません）

金額入り設計書閲覧請求 提出（開札日午後１時～翌日午後５時まで）（木曜～金曜）

①「金額入り設計書閲覧請求書（第２号様式）」及び「保留通知書」契約係提出
　保留通知書は返却します。
②　金額入り設計書閲覧　※転記等可能
※再度入札の場合は、再度入札開札後より閲覧可能です。また１回目の入札で失格となった方は「入札書受信確認通知」を「保留通知書」と代えて請求することができます。

積算疑義申立書 提出（開札日午後１時～翌日午後５時まで）（木曜～金曜）

①「積算疑義申立て書（第１号様式）」及び「保留通知書」　契約係提出
※ 再度入札時の１回目失格者は「入札書受信確認通知」を「保留通知書」と代えて提出することができます。
②　積算疑義申立て書には、疑義が生じている内容を具体的に記載してください。
※ 第１号様式の宛先は、工事担当課長となっています。なお、**申請時受理前に工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（以下、「要綱」という）第２条に基づき、工事担当課が申立て内容について、確認させていただく場合がございます。**

申立ての対象（要綱第２条）

第２条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、公社が発注する工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

積算疑義申立てについての回答　（月曜日・火曜日予定）

積算疑義申立て者へ、積算の確認後「積算疑義申立てについての回答」を送付します。
また、公社ホームページに掲載します。

申立て結果の取扱い（要綱第５条）

第５条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条の確認結果に基づき、次の各項のとおりとする。

（１） 積算内容に誤りがなかった場合は、当該入札を有効とし、入札事務を続行する。

（２） 積算内容に誤りがあった場合は、次の各号のとおりとする。

ア 落札候補者に変更が生じる場合は、当該入札を無効とし、入札を中止する。

イ 落札候補者に変更が生じない場合は、入札を有効とし、入札事務を続行する。

この場合、契約は落札金額で締結し、後日、設計誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じた額で変更契約を締結する。ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者が契約を望まない時は、入札を無効とし、入札を中止する。